

## 質疑・回答書

告示番号		件 名	豊中市立アクア文化ホール・中央公民館外装改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	外壁調査において、調査範囲は目視で手の届く範囲と考えて宜しいでしょうか。	調査範囲は、目視及び手の届く範囲の打診調査による調査方法とします。	
2	調査において、ゴンドラ及び足場の必要性はないと考えて宜しいでしょうか。	手の届く範囲の調査とし、ゴンドラ及び足場の必要性はありません。	
	以下余白		